新型コロナウイルス感染症の影響により、

次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。

**【保険税の減免対象となる方】**

**①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方**

**⇒保険税を全額免除**

**②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方**

**⇒保険税の一部を減額**

**〇保険税が一部減額される具体的な要件**

世帯の主たる生計維持者について

（１）事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて１０分の３以上減少する見込みであること

（２）前年の所得の合計が１，０００万円以下であるとこ

（３）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が４００万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

**〇保険税の減免額は、減免対象保険税額（Ａ×Ｂ／Ｃ）に減免割合（Ｄ）をかけた金額です。**

**合計所得金額に応じた減免割合（Ｄ）**

３００万円以下の場合：全部（１０分の１０）

４００万円以下の場合：１０分の８

５５０万円以下の場合：１０分の６

７５０万円以下の場合：１０分の４

１，０００万円以下の場合：１０分の２

**減免対象の保険税額（Ａ×Ｂ／Ｃ）**

Ａ：世帯の被保険者全員について算定した保険税

Ｂ：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

Ｃ：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。非自発的失業者（倒産・解雇などの理由で離職された人）の保険税軽減制度の対象となる人は減免対象外です。

《注意》申請期限は、**令和４年３月３１日まで**です。

新型コロナウイルス感染症に伴う

国民健康保険傷病手当金について

　亀山市国民健康保険の加入者の方が新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、一定の要件を満たした場合に限り、その就労できなかった期間、傷病手当金を支給します。

**【対象となる方】**

次の１～４のすべてに該当する人

１．亀山市国民健康保険に加入している

２．勤務先から給与等の支払いを受けている

３．新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状で感染の疑いがあり、療養のため連続して４日以上仕事を休んでいる

４．仕事を休んでいる間、勤務先から給与等の全部または一部が支給されなかった

※支給を受けるためには、申請が必要です。

申請に必要な書類等の詳細については、亀山市市民課国民健康保険グループ（ＴＥＬ０５９５-８４-５００６）にお問い合わせください。